

I 実践

1 研究主題

差別や偏見をもたずに、互いのよさを認め、助け合い、共に成長しあえる豊かな人間性を育てる人権教育の在り方

(1) 主題設定の理由

本校では、校訓を「かしこく やさしく たくましく」とし、「夢をもち、感性豊かでたくましい大沼っ子の育成」を教育目標としている。それを受け、人権教育の目標を各学年の発達段階に応じて、友達と仲良くしたり、相手の気持ちや立場を理解し、思いやりの心をもって助け合ったり、相手の立場を尊重しながら協力して行動したりできることとした。

本校は、特別支援学級が5クラスあり、個別に支援を必要とする児童は、年々増加傾向にある。また、本年度は身体に障害がある児童が入学したことにより、「差別偏見」に関して、例年以上に教職員間でも意識が高まっている。

これらのことから、児童一人一人が様々な人との関わりや体験活動を通して、互いの個性を理解し、自他を大切思うことのできる人権感覚を身に付けた児童を育成したいと考え、本主題を設定した。

(2) 研究の内容

- ア 人権感覚を育む学習活動
- イ 人権感覚を高める人間関係づくり
- ウ 人権に関する知的理解を深める工夫

2 実践内容

(1) 人権感覚を育む学習活動→自尊感情を高める

自尊感情は、集団での関わりや役割を通して成功体験を重ねたり、主体的に学習活動に参加したりすることで育まれていくと考える。そこで、リーダーの育成と道徳教育、そして、集団の中で自分の意見や考えを伝えたり、他者の意見に耳を傾けたりするコミュニケーション能力の育成の3つを人権感覚を育むための実践例としてあげた。

ア 委員会活動を中心にしたリーダーの育成

生活委員会は、「いじめゼロ集会」にむけて、マスコットキャラクターと標語を公募した。標語では「いじめゼロひとりひとりの心がけ」と「一生残る心の傷より一生残る楽しい思い出を」が選ばれた。



<いじめゼロ集会>

JRC 委員会は、恵まれない国へ薬や栄養剤を寄贈するための支援としてペットボトルのふたや古切手の収集を全校に呼びかけ、回収した。



他の委員会でも、児童が様々な企画、運営をしながら自主的に活動している。

イ 想像力や感受性を高める道徳教育

月1回の朝の時間に、「こころの時間」を設定し、「わたしたちの道徳」を活用し、道徳的心情が豊かになるようにしている。道徳コーナーを設置は、他学年の道徳的な心情や児童の様子を分かち合える場になっている。



<道徳コーナー>

ウ コミュニケーション能力を高めるため手立て

「聞く・話す」スキルの定着化のために「話し方あいうえお」、「聞き方かきくけこ」の掲示やペア学習・小グループ・クラス全体と交流の場と時間の設定に努めた。

(2) 人権感覚を高める人間関係づくり → 他者理解

ア 異学年や異校種間との交流

本校は集団登下校を行なっている。6年間を通して身近に見てきているためか上級生が下級生の面倒をみるのが自然の流れになっている。そのため、縦割り活動や幼稚園児との活動でも上級生が下級生に合わせて、遊ぶ内容やルールを決め、進んで取り組んでいる。



<2年生と1年生交流>



<縦割班による活動>

そのほかに例年、4年生から3年生へ運動会種目である花笠引き継ぎ式や6年生から5年生へのピオトープ引き継ぎ式が行われている。

イ 体験活動

(ア) 地域との交流

1年生は昔遊びや敬老会、4年生は介護施設への訪問等を行い地域のお年寄りとの交流を行っている。また、2年生の生活科や3年生の社会科では「町探検」を実施し、地域の方々との大切な交流の場として、人権感覚を育てている。



<町探検の様子>



<介護施設訪問>

(イ) 擬似体験

4年生は、手話体験やアイマスク体験などの活動を通して、体験者は、障害のある人の立場に立って感じたり考えたりすることができた。さらに、相手を思いやる気持ちを深めることができた。



(3) 人権に関する知的理解を深める工夫

ア 社会科、総合的な学習の時間、学級活動等での「人権に関する知的理解」を深める学習
学年の実態に応じた活動を取り入れ、共通理解を図りながら人権について理解できるようにしている。

イ 外部講師による学習会

非行防止教室（2年・6年）やスマホ・ケータイ安全教室（2・4・6年）を実施した。携帯電話やスマホのメールやラインでのトラブルになる書き込みや個人情報の漏洩など、具体的な事例や対処方法を知ること、人権に関する問題を身近なこととして考えることができた。

ウ 職員間での共通理解を図る。

障害のある児童や個に応じた支援が必要な児童への職員間での共通理解を図っている。たとえば、左腕欠損の児童へは、本人や保護者の意思を確認しながら不利益にならないよう着替え場所を確保したり、職員室の出入りは帽子着用可としたりするなどその都度配慮している。

3 成果

相手の立場になった触れあい活動や擬似体験、講師を招いての講習会は、知的理解だけではなく、児童の気付きや感性を育てるのに早い段階で目に見えた成果がある。また、児童が主体的に取り組んでいる委員会活動や上級生が下級生の面倒をみる縦割り班活動は、6年間という月日をかけて引き継がれることで上級生としての自覚を生み出し、自己肯定感につながっているようである。様々な体験活動は、児童が「感じ、考える、行動する」ことに成果をあげているといえる。

II 今後の課題

特別に配慮を要する児童に対しては、はじめは児童同士で互いに戸惑いもあるようだった。状況に応じて個にあった支援に努めた結果、児童達の様子をみる限りでは、周りの児童は特に違和感なく接しているようである。ただ、当事者本人達の内面までは窺えられないこともあり、今後も児童、教師共々人権感覚を身に付けるための支援が求められてくるであろう。

人権感覚は、すぐに表れるものではない。今後も、自他を認め、高め合える人間関係づくりを進めるとともに、児童自らが主体的に人権感覚を尊重した行動ができるように、工夫しながら継続した実践に努めていきたい。

III 人権コーナーの設置の様子



<リフレミングについて掲示>

学校生活で身に付けさせたい人権感覚は、人権教育として改めて実践するだけのものではなく、普段の学校生活の中で培っていけるものであることを認識しなければならない。そのことを、まず教員が認識し、人権感覚について敏感になることが求められてくると考える。

<参考文献>

文部科学省 「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」

目 次

1	主題設定の理由	1
2	研究のねらい	1
3	研究の仮説	1～2
4	研究の内容	2
5	指導の実際	3～6
6	成果と課題	6～7

研究の主張点

人権教育には、知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者を理解し、尊重しようとする意識、意欲や態度を向上させ、実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められている。人権

教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面である。

「知識的側面」の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものである。現状の教育活動の中では、社会科や総合的な学習の時間等で学んでいるものである。

「価値的・態度的側面」と「技能的側面」の2つの資質・能力は、人権感覚に関わるものである。②の「価値的・態度的側面」は、「自他の価値を尊重しようとする意欲や態度」・「多様性に対する開かれた心と肯定的評価」・「人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度」があげられる。一方、③の技能的側面の資質・能力は、「人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能」・「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」・「能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能」・「他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能」などの育成があげられる。つまり、人権感覚は価値・態度や技能的側面で培っていかねばならない。

人権教育においては、これら「人権に関する知的理解」と「人権感覚」の両方を合わせた指導内容・指導方法を取り入れることが大切であるといわれている。しかし、人権感覚を育成するための指導方法は、言葉で説明して教えるというような指導方法では育成しづらいといわれている。つまり、人権感覚は「価値・態度」を育成しながら、参加的・体験的な学習を通して「技能」を身に付けることで備わってくるということである。これらは、教科学習等だけではなく、学校でのさまざまな活動場面で育成できる。だからこそ、教師は、学校生活の中で常に子どもが自分自身の心と頭と体を使って、自分で「感じ、考え、行動する」ことができるような指導や支援が求められている。そのことを踏まえ、児童が主体的、実践的に取り組んだ学習指導の実践をまとめてみた。

②1

人権保障と共生の教育

第6 2回教育研究報告書

研究主題

差別や偏見をもたずに、互いのよさを認め、助け合い、共に成長しあえる豊かな人間性を育てる人権教育の在り方

平成29年10月14日

支部名 日立支部

学校名 日立市立大沼小学校

氏名 田端 祐実



そして人権教育には、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められています。

これらの人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、図の下段にある3つの側面(①知識的側面、②価値的・態度的側面及び③技能的側面)から捉えることができます。

左側にある「知識的側面」の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものです。

人権教育によって身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければなりません。

例えば、

- ・「自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解」
- ・「人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識」
- ・「憲法や関係する国内法及び『世界人権宣言』その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識」などです。

現状の教育活動の中では、社会科や地歴・公民科などの教科や、総合的な学習の時間等で学んでいるのではないのでしょうか。

(中央にあるのは)「価値的・態度的側面」です。

この側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものです。

例えば、

- ・「自他の価値を尊重しようとする意欲や態度」
- ・「多様性に対する開かれた心と肯定的評価」
- ・「人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度」
- ・「人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度」

などです。

これらの価値や態度を育成し、人権感覚を高めることが必要です。

右側にある「技能的側面」です。

この側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものです

例えば、

- ・「人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能」
- ・「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」
- ・「能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能」
- ・「他の人と対等で豊かな関係を築くことのできる社会的技能」

などの育成を図ります。

先程の「価値・態度」を育成し、「技能」を身に付けることにより、人権感覚を育成することができます。

これらについては、教科等だけではなく、学校での活動のさまざまな場面で育成ができます。

人権感覚を育成するための指導方法については、言葉で説明して教えるというような指導方法では育成しづらいと言われています。

協力的・参加的・体験的な学習

これは、体験的学習の例です。

また、

体験すること

また「体験的な学習」のうち、第1段階の「体験すること」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではなく、明確な目的意識の下に考案された学習活動＝「アクティビティ」に取り組むことによる擬似体験や間接体験をすることも含まれます。「アクティビティ」というのは、目的を持って考案された、一つのまとまりのある活動のことで、具体的には、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなど何かの体験活動であったり、意見交換であったり、作品作りであったり、様々なものをいいます。

特に、人権教育で行う「ワークショップ型の学習」は、「人権に関する知的理解」を深めることと、「人権感覚」を育成することが同時にできるものとして作られています。

ワークショップ型の学習は、いくつかの「アクティビティ」から構成されています。
もともと、ワークショップとは「作業場」「工房」という意味で、人が集まって何かをつくる場所というイメージです。
そこから「参加者が、あるテーマについての

子どもが自らの経験を通して学習できるものですから、子どもが自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことができるような、協力的・参加的・体験的な学習を行うことが不可欠です

体験

協力的・参加的・体験的な学習

これは、体験的学習の例です。

体験すること

また「体験的な学習」のうち、第1段階の「体験すること」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではなく、明確な目的意識の下に考案された学習活動＝「アクティビティ」に取り組むことによる擬似体験や間接体験をすることも含まれます。「アクティビティ」というのは、目的を持って考案された、一つのまとまりのある活動のことで、具体的には、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなど何かの体験活動であったり、意見交換であったり、作品作りであったり、様々なものをいいます。

特に、人権教育で行う「ワークショップ型の学習」は、「人権に関する知的理解」を深めることと、「人権感覚」を育成することが同時にできるものとして作られています。

ワークショップ型の学習は、いくつかの「アクティビティ」から構成されています。
もともと、ワークショップとは「作業場」「工房」という意味で、人が集まって何かをつくる場所というイメージです。
そこから「参加者が、あるテーマについての活動や体験を通して、気付いたり、考えたりしていく場」のことを意味するようになりました。
つまり、「単に知識・情報を発表したり、あらかじめ用意した答えや結論を教えたりするのではなく、参加者自身の気付いたこと、感じたこと、考えたことを大切に、共有する」かたちの指導方法です。

人権教育にかかる取組の全体概要

自らの生き方を切り拓いていく力へ

～安心した居場所を築き、自尊感情を高める～

・ 学び合いを土台にして、分からないこと、困っていること、嫌だと思ふことなどを教室のなかまに出し、それに対してきちんと応えてくれるつながりをどの授業の中でも創っていく。

・ その日々の積み重ねにより、一人一人の子どもが、教室の中に安心した居場所を築くことになり、他者を信頼する力を育み、自尊感情を高めることになる。